

水先法

1. 案内情報

手続名 : 水先約款の設定の届出
手続根拠 : 水先法第22条の2第1項前段
手続対象者 : 水先人
提出時期 : 設定した水先約款の実施前
提出方法 : 郵送又は窓口
手数料 : なし
添付書類・部数 : なし
申請書様式 : 水先約款設定届出書
記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先 : 北海道運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 0134-27-7189
東北運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 022-791-7524
関東運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 045-211-7232
北陸信越運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 025-244-6128
中部運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 052-952-8027
近畿運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 06-6949-6434
神戸運輸監理部海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 078-321-7053
中国運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 082-228-8794
四国運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 087-825-1190
九州運輸局海上安全環境部海技資格課 093-332-8094
沖縄総合事務局運輸部船舶船員課 098-862-1454

受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口 : 提出先に同じ

3. 手続情報

審査基準 : 水先法関係処分の審査基準及び処分基準について(平成9年海職第170号)第2による

標準処理期間 : -

不服申立方法 : -

水先約款設定（変更）届出書

年 月 日

国土交通大臣 殿

水先区水先人

氏 名

住 所

水先約款を設定（変更）することとしたので、水先法施行規則第23条の2の規定により届けます。

1．設定（変更）しようとする水先約款

（別紙のとおり）

2．実施予定期日

3．変更を必要とする理由

（変更届出の場合に記載すること。）